

## 農地法第3条の規定による許可申請について

(提出書類)

|  |     |
|--|-----|
| 1 許可申請書（申請者の数に応じて部数を追加することが可能）   | 3 部 |
| 2 申請地の全部事項証明書(3ヶ月以内のもの)<br>申請地の全部事項証明書に記載された所有者住所と譲渡人の現住所が異なる場合には、譲渡人が所有者本人であることを確認できる書類<br>(住民票記載の前住所や本籍で確認できる場合は住民票、住民票で確認できない場合は戸籍の附票等) | 1 通 |
| 3 申請地の位置を示す図面（更正図・住宅地図に申請地を赤で表示）   | 1 通 |

下記に該当する場合は、それらに応じた書類の提出が必要となります。該当する事項がないか、申請前にご確認ください。

|   |                    |
|---|--------------------|
| 4 五泉市外の方が申請者の場合、住民票   | 1 通                |
| 5 五泉市外の方が譲受人の場合、農業経営状況を証する書面（譲受人の住所地の農業委員会で交付を受けたもの）  | 1 通                |
| 6 競売、民事調停等により譲受人が単独で申請する場合は、当該競売、民事調停等を証する書面  | 1 通                |
| 7 申請地に賃借権その他使用収益権が設定されている場合   |                    |
| (1) 賃借権が設定されている申請地の所有権を移転する場合は、農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約書）又は賃借契約を一年以内に解約する旨の賃借人の同意書<br>※ 譲受人が賃借人である場合は不要                   | 18条3通<br>同意書<br>1通 |
| (2) 賃借権が設定されている申請地の賃借権を移転する場合は、所有者の同意書  | 1 通                |
| (3) 使用貸借権が設定されている申請地の所有権を移転する場合は、使用貸借契約の合意解約書<br>※ 譲受人が借人である場合又は期間満了の場合は不要  | 1 通                |
| (4) 農用地利用集積計画により利用権が設定されている申請地の所有権を移転する場合は、五泉市農用地利用集積計画により定めた利用権の変更に関する協議書並びに通知書（合意解約書）                                   | 1 通                |
| 8 申請者又は申請地が農業者年金に関係している場合   |                    |
| (1) 譲渡人が「経営移譲年金（農業者年金）」を受給するために、後継者に使用貸借権を設定する場合は、使用貸借に関する契約書   | 2 通                |
| (2) 申請者が「経営移譲年金（農業者年金）」受給者で、経営移譲年金が支給停止になる場合は、農業者年金（経営移譲年金）の支給停止同意書   | 1 通                |
| 9 申請地が「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」の場合は、納税の確定同意書   | 1 通                |
| 10 次の場合には、それぞれ別に提出する必要がある書類がございます。詳しくは農業委員会にお尋ねください。<br>(農地所有適格法人による権利の取得・設定の場合、農地所有適格法人以外の法人による権利設定の場合、新規に就農する場合、転賃の場合等) | 必要書類<br>一式         |

(注意事項)

- ・上記の書類のほかに、審査に必要となる書類の提出をお願いする場合があります。
- ・譲渡人及び譲受人又は申請地が、「農業者年金」「農用地利用集積計画による利用権」「相続税又は贈与税の納税猶予の特例適用農地」に関係している場合は、農業者年金の受給額、各種補助金、納税猶予の特例の継続等に影響を及ぼす可能性があります。確認に時間がかかる場合もございますので、事前にご相談ください。
- ・譲受人が認定農業者の場合、申請地の位置、面積等によっては農業経営基盤強化促進法の規定による移転手続きができる場合があります。（所有権移転登記手続きを農業委員会で行う等の優遇が受けられます）